

25農第2482号
25企技第1342号
平成26年1月20日

政 策 監
各 次 長 様
各 出 先 機 関 の 長

農林水産部長
土 木 部 長

除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン等の改正
について（通知）

除染等業務及び特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止については、平成24年6月20日付け24農第748号及び24企技第329号「除染業務等に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドラインの改正等について」で通知したところですが、厚生労働省から平成25年12月26日付けでガイドラインの一部改正が通知され、除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度（以下、「登録管理制度」という。）が策定されましたので、下記により請負業者等に対して指導をお願いします。

また、放射線防護措置が必要となる工事・業務等の請負及び委託契約にあたっては、設計図書に別紙特記仕様書を添付するとともに、登録管理制度の運用が開始される平成26年4月1日以降に竣工する工事・業務等については、登録管理に必要な経費について設計計上願います。

なお、各建設事務所においては、所管する土木事務所等へお知らせ願います。

おって、本通知をもって、「除染業務等に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン改正等について（通知）」（平成24年6月20日付け24農第748号及び24企技第329号）を廃止する。

記

1 主な変更点

- (1) 元方事業者による被ばく状況の一元管理の項目に、「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度」を追記。
- (2) 汚染状況重点調査地域について、最新の状況に修正。
- (3) 農地土壌の放射能濃度の簡易測定を行う方法について、最新の知見を採用。

2 対象事業

除染特別地域及び汚染状況重点調査地域内における除染等業務又は特定線量下業務

3 適用年月日

平成26年 1月20日

（ただし、除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度については、平成26年 4月 1日）

4 その他

- (1) 防護措置等詳細は除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン等の改正について（平成25年12月26日付け基発1226号第19号）に基づいて実施してください。
- (2) 制度適用開始以前に工期が完了した工事・業務等については、平成26年度内で可能な限り早い時期に指定機関へ被ばく線量の登録及び引き渡しを行うように通知等により指導してください。
- (3) 質疑応答（Q&A）及び放射線障害防止措置整理表を更新しましたので業務の参考としてください。
- (4) 避難指示区域以外の地域においても除染等業務及び特定線量下業務においては、本通知と同様の措置をしてください。

（事務担当 農林技術課 主査 小檜山 電話 024-521-7400 内線 3341）

（事務担当 技術管理課 主査 児玉 電話 025-521-7460 内線 3537）